

## 無権代理と相続

2016年6月7日

2013年3月、遠方に居住しAとは別居しているAの娘Bは、夫Cの事業のために500万円の資金を必要としていたところ、Aと同居するAの長男D（Aの長男=Bの兄）から、金融業者Eを紹介してもらった。Eは、担保にできる不動産のないCへは、別生計のAが連帯保証しなければ貸せないと言った。Bが再びDに相談すると、Dが、遠方で同席できないAに代わって、AがCの連帯保証人となる契約を結びに来てくれることになった。同月31日、Eを債権者、Cを債務者とするCE間の金銭消費貸借契約およびCのEに対する債務を担保するためにAを連帯保証人とするAE間の連帯保証契約が結ばれた。

ところが実際には、Dは、金庫にしまっていたAの実印と印鑑登録証をAに無断で持ち出し、自動発行機で入手した印鑑登録証明書とともに、自ら作成した委任状を持参して契約に臨んでいた。Bは、Dが勝手にそのようなことをしているとは知らずにAにお礼の電話をしたが、いつもの親子の会話となってしまっていて上記契約の話にはならず、Aも自分が連帯保証人になっているとは思わずに会話が終わってしまった。

2013年10月、Dは、自らの借金の返済に窮し、Aの所有する山林甲（時価3000万円）を売却しようとし、再びAの実印と印鑑登録証、さらに登記簿権利証（現在の登記識別情報通知書に相当。以下、「権利証」とする）を持ち出した。DがA名義の委任状を作成しようとしているところを、たまたま実家に帰省していたBが目撃されてしまった。そこでDは「ちょっと事情があって必要な書類だが、Aに知られると余計な心配をかけてしまうから、黙っていてくれ」と言って、Bに手持ちの現金10万円を支払った。Bは、具体的な事情は分からなかったが、気前のいい兄が帰省の交通費をくれたと独り合点し受け取った。同年12月、Dは、Aの代理人と称してEに甲を2000万円で売却し、登記手続きを行なった。

さらに、Eは、2014年4月、近隣に山林を所有するFに、Eが所有者として記載された登記事項証明書を見せるとともに、一緒に現地に赴き、甲がほとんど手つかずの山林であることを示した上で、甲をFに3000万円で売却し登記手続きを行なった。その後Fは、山林の手入れをするため、甲の一角に小屋乙を建てて毎週末に山に入るようになった。

2014年11月にAは遺言を残すことなく死亡し、相続人であるBとDが相続放棄や限定承認をすることがないまま3か月が経過した。ところが、BがAの遺産を調べてみると、もともとAの所有地であったはずの甲がFによって占有されていることに気づいたので、Dに問い合わせしてみたが、のらりくらりと言を左右に明確な回答をしてくれなかった。

2016年6月、Bは、Fに対して乙を収去して本件甲から立ち退くよう求めた。

BとFの法律関係はどうなるか。Eに対する連帯保証債務がAの死亡によりどうなるのかという問題も意識して論じなさい。